

## 町職員（高校卒程度）採用候補者試験

鏡石町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次により行います。

### 1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

### 2. 受験資格

平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者。（学歴は問いません。）

### 3. 試験内容

- 第1次試験 ①教養試験 ②適性検査
- 第2次試験 個別面接等による口述試験及び作文試験

### 4. 試験の期日と場所

- 第1次試験 日時 9月21日(日) 午前9時から 試験場 町勤労青少年ホーム
- 第2次試験 日時 11月下旬予定（第1次合格者のみ） 試験場 町勤労青少年ホーム（予定）

### 5. 受験手続及び受付期間

- 申込用紙の請求  
申込用紙は、鏡石町役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「高校卒程度試験申込用紙請求」と朱書きし、430円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型2号）を必ず同封してください。
- 受付期間  
7月16日(水)から8月15日(金)まで（執務時間中に限ります）郵便による申込書提出の場合は、8月13日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

◎問い合わせ先 総務課 ☎62-2111

## 町職員人事異動

### 異動・昇格（7月1日付）

#### 【総務課】

総務課付参事	関根 学 (社鏡石町社会福祉協議会派遣)
課長	柳沼英夫 (税務町民課課長)
総括主幹兼副課長 (企画財政担当)	根本 博 (主幹兼副課長・企画財政担当)
主幹兼副課長 (総務担当)	吉田竹雄 (原子力災害対策室室長心得)
副主査	角田祐樹 (税務町民課副主査)
副主査	常松康司 (上下水道課副主査)

#### 【原子力災害対策室】

室長心得	菊地勝弘 (教育課主幹兼副課長・教育担当)
------	-----------------------

#### 【税務町民課】

参事兼課長	木賊正男 (教育課参事兼課長)
総括主幹兼副課長 (税務担当)	角田信洋 (都市建設課総括主幹兼副課長・事業担当)
副課長 (町民担当)	円谷康誠 (産業課副課長・農政担当)
主任主査	矢部憲宗 (都市建設課主任主査)
主査	藤田欽一 (総務課主査)

#### 【健康福祉課】

主幹兼副課長 (福祉担当)	橋本喜宏 (副課長・福祉担当)
副課長 (環境担当)	吉田光則 (産業課主任主査)
主事	正木 諒 (税務町民課主事)

#### 【産業課】

副課長 (農政担当)	小林 誠 (上下水道課副課長・上水道担当)
主事	塚原健司 (上下水道課 主事)

#### 【都市建設課】

参事兼課長	圓谷信行 (上下水道課課長)
主幹	揚妻清一 (税務町民課主幹)
主幹	柳沼和吉 (健康福祉課主幹兼副課長・環境担当)
副課長 (事業担当)	小貫淳一 (主任主査)
主任主査	佐藤浩一 (総務課主任主査)

#### 【上下水道課】

参事兼課長	高原芳昭 (出納室会計管理者兼室長)
主幹兼副課長 (下水道担当)	倉田知典 (副課長・下水道担当)
副課長 (上水道担当)	大木寿実 (税務町民課主任主査)
主任主査	渡辺広美 (健康福祉課主任管理栄養士)

#### 【出納室】

会計管理者兼室長	長谷川静男 (総務課総括主幹兼副課長・総務担当)
----------	--------------------------

#### 【教育課】

課長	関根邦夫 (都市建設課課長)
副課長 (教育担当)	大河原正義 (税務町民課副課長・教育担当)

#### 【農業委員会事務局】

局長	車田光男 (税務町民課総括主幹兼副課長)
----	----------------------

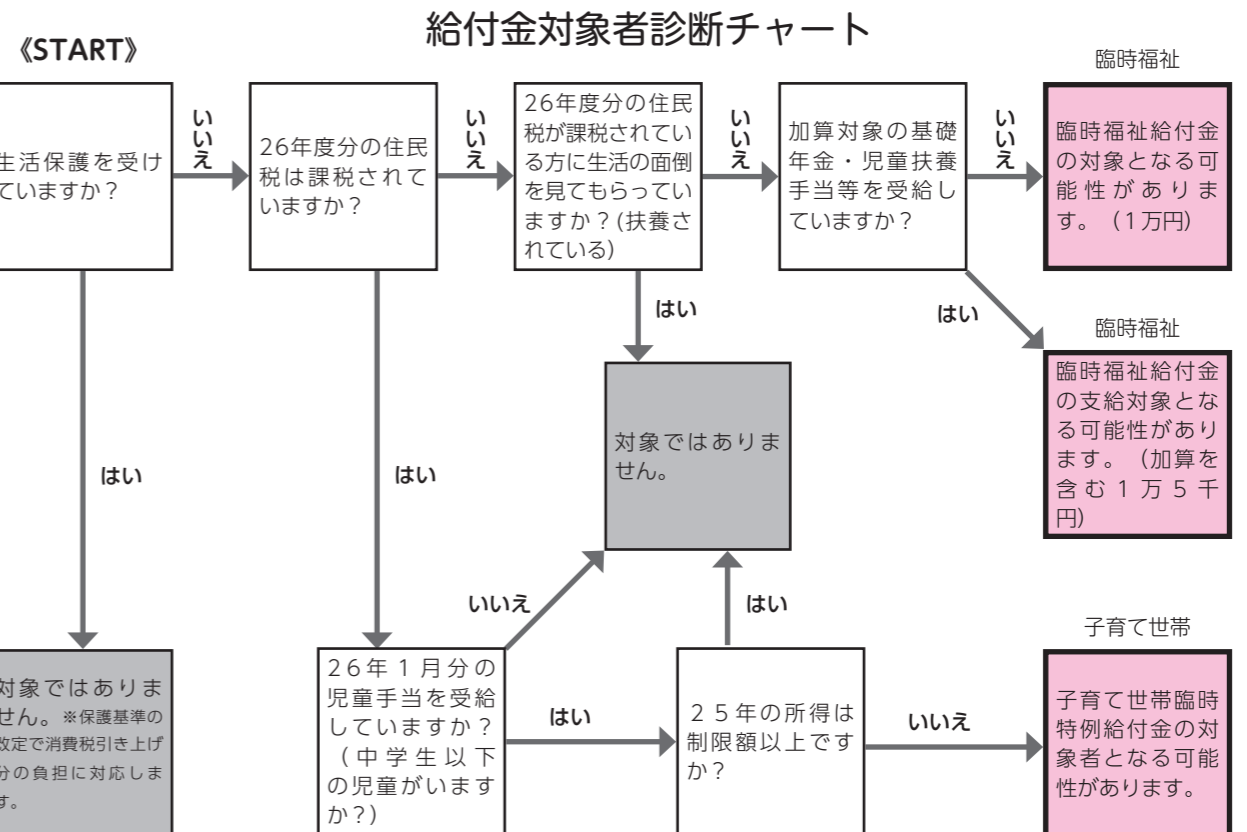
#### 《人事異動のポイント》

- ①組織の活性化  
新たな管理職の登用を図るとともに、能力や経験を活かすための人員配置と幅広く行政分野を経験させるための人員配置を行いました。
- ②外部団体との連携・強化  
福祉部門における関係機関・団体との連携及び強化を図るための人員配置を行いました。

## 臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として支給される給付金についてお知らせします。なお、受け取ることが出来るのは、どちらか1つの給付金となります。

臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
○支給対象者 平成26年度分の町民税が課税されていない方（課税されている方に面倒を見てもらっている場合や生活保護の受給者などは除きます）	○支給対象者（つぎのどちらの要件も満たす方） ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給 ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
○支給額 1人につき10,000円（下記の《加算対象者》は1人につき5,000円を加算） 《加算対象者》 ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者	○対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童は除きます）
	○支給額 対象児童1人につき10,000円
	○その他 公務員など職場で児童手当を受給している方は町健康福祉課で申請用紙を配布します。窓口にて支給証明書をご提示下さい。



### 給付金の申請について

- 申請期間 7月中旬～ ※対象者へ申請用紙を郵送にて配布いたします。
- 申請先 平成26年1月1日時点で住民票がある市町村（鏡石町の場合は健康福祉課）
- 問い合わせ先 健康福祉課 ☎62-2115